

平成29年度第12回南関町農業委員会会議録

平成30年3月9日(金)
午前9時00分開会
南関町公民館視聴覚室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名
9番 北原照代君
10番 竹島久利君
5. 議 事
第41号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
第42号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第43号議案 農地利用集積計画の承認について
6. その他
7. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(10名)

会長 松本 公正 君	副会長 竹島 久利 君
1番 松本 泰典 君	2番 荒木 勝治 君
3番 釘崎 眞貴子 君	4番 矢野 房幸 君
6番 山本 精武 君	7番 荒木 茂 君
8番 田崎 芳憲 君	9番 北原 照代 君

四、欠席委員は次のとおりである。(1名)

5番 原 靖 君

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

事務局長 寺本 藤雄 君

書 記 上 田 賢 君

平成29年度第12回南関町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午前9時00分

1. 開会

○副会長（竹島 久利君） ただいまから第12回の総会を開会します。礼。

○事務局長（寺本 藤雄君） では始めていきたいと思います。本日、5番、原委員さんが欠席でございます。

本日出席委員11名中10名で、定数に達しておりますので、総会が成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（寺本 藤雄君） では、農業委員憲章朗読を3番、釘崎委員さん、よろしくお願いいたします。

○3番（釘崎 眞貴子君） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（寺本 藤雄君） はい、ありがとうございました。

総会開催にあたり、会長より挨拶をお願いいたします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（松村 公正君） おはようございます。まずは前回の総会、皆さん方には大変ご迷惑をおかけいたしましたことをお詫び申し上げます。

早いものでございまして今回が最後の総会となりました。まだ喫緊、近ごろは、一日ごしの雨ということで農作業のほうも大変ご苦労かけているかと思えます。

先日、小学校の会議にまいりましたところ、全小学校がコミュニカレッジですか、そういうことで、地域の皆様と取り組むような計画をされているようでございまして、ちょっと先日、副会長と相談いたしました。農業委員会として、今、耕作放棄地がかなりございますので、どのあたりのかを1反でも借りまして、もち米を作りまして、餅つき大会というふうなことで、そちらのほうに参加する、各校区ですね。それぞれの皆さんが参加していただければと考えるところでございますが、いろいろございますから、土地の手当はすぐできますが、皆さん方の意見を、あとでもいいからお伺いしたいと思います。今日はまた年度末になりましていろいろ、各部署の総会いろいろ入っております。早朝からの開催になったわけでございますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○事務局長（寺本 藤雄君） はい、ありがとうございました。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以後の議事の進行は、松村会長をお願いいたします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（松村 公正君） それでは、議事に入りたいと思います。

まず、議事録署名の署名人を指名いたします。今回の議事録署名人として9番、北原委員、10番、竹島委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

-----○-----

5. 議 事

○議長（松村 公正君） それでは、議案審議に入ります。

第41号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明を申し上げます。

第41号議案、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権の許可申請についてご説明いたします。

1番から4番は同一の申請になります。受付日、平成30年2月5日、申請番号179号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおり、売買による所有権移転となります。

5番から7番は同一の申請になります。受付日、平成30年2月8日、申請番号180号。譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、贈与による所有権移転となります。

8番から36番は同一の申請になります。受付日、平成30年2月9日、申請番号188号。譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、贈与による所有権移転となります。

37番、受付日、平成30年2月26日、申請番号191号。譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、収用による代替地となります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございました。

第41号議案は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請4件でございます。ただいまの説明に関連しまして、現地調査に出向されました委員様よりの補足説明をお願いいたします。

まず4番、矢野委員、お願いいたします。

○4番（矢野 房幸君） はい、矢野です。説明します。

2月の28日、事務局の上田さん、推進委員の島崎さんと3名で現地確認に行つてまいりました。

写真を見てもらってよろしいでしょうか。下原から墨摺川沿いの横になります。現地確認いたしましたところ、近隣は田んぼの作付けして管理してありましたが、この一画は遊休地で今、草がちょっと茂ってありました。

それから、2枚目を見てもらってよろしいでしょうか。2枚目が、南関インターからのバイパスですね。大きい西原に上がる大きい交差点がありますが、それから上がった道路の西原の畑です。右上の三角になってる印の付いとところが、借受人の自宅の真ん前になりますが、ここもちょっとセイタカアワダチソウとか茂ってありました。それから手前のほう、ちょうど真ん中へんになりますが、ここはちょっと竹が少し生えてきた状態だったです。

それから一番下ですね。下にちょっと丸くなったごたつとに、ここは両隣が栗山で、ここは耕運して管理してありました。近隣の方も農業をしてありますので、遊休、耕作放棄地等の解消にもなるかと思いますが、何もこれは問題はありません。よろしく審議をお願いします。

○議長（**松村 公正君**） はい、ありがとうございました。

続きまして、1番、松本委員、お願いいたします。

○1番（**松本 泰典君**） はい、1番の松本です。先日、事務局の上田さんと地元の西田さんと、先日現地確認に行つてまいりました。現地は〇〇〇の駐車場から小岱山のほうに300mぐらい上ったところのみかん山です。この関係は祖父、孫ということだそうですから、問題ないと思います。現地のみかん山はなんか大変きれいにしてありました。以上です。

○議長（**松村 公正君**） 続きまして、2番、荒木委員、お願いいたします。

○2番（**荒木 勝治君**） 2番の荒木です。先月の27日に現地調査にまいりました。事務局と推進委員さんと私、3名が行きました。ちょっと多いもんで一括してみたいのでよかでしょうか。

(はいの声)

○2番（**荒木 勝治君**） 田んぼがあつですけど7筆、畑が22筆ありました。それを全部まわってきたところですよ。親子関係です。長男さんですので、認定農業者であり、また後継者もおられる。唯一久重で後継者がおられるところは2件になるのですかね。大体屋敷付近が、一番畑なんかが多いところですよ。そして一番遠いところは、長田に1件あるんですよ、田ん中が、そこはどのくらいありますか、1キロ500ぐらい行ったところですけど、大体家の周りです。

以上です。審議よろしくをお願いします。

○議長（松村 公正君） それでは、私から37番について説明いたします。

中学校から久保田に出るところの道でございまして、ここが、危ないということで拡張工事がなされそうございまして、その代替地として、されるということでございます。この譲渡人も、これだけではもうどうしようもないと。また譲受人はほかに続きの田がございまして、一枚物にできるということで、かえって良くなるんじゃないかと考えるところでございます。

よろしく願いいたします。

事務局、委員さんの説明が終わりました。この件につきまして何かご意見ございませんか。ありませんか。

（なしの声）

○議長（松村 公正君） ないようございまして、採決いたします。

第41号議案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） はい。異議なしと認め、第41号議案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、第42号議案、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局より説明を申し上げます。

第42号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご説明いたします。

1番、受付日、平成30年2月19日、申請番号186号。土地の所在等は記載のとおりです。転用の目的は、鶏舎の建設です。

2番、受付日、平成30年2月21日、申請番号189号。土地の所在等は記載のとおりです。転用の目的は、個人住宅の建設です。

3番、受付日、平成30年2月26日、申請番号190号。土地の所在等は記載のとおりです。転用の目的は、太陽光発電施設への進入路です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございました。

第42号議案は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請3件でございます。ただいまの説明に関連しまして、現地調査に出向されました委員様よりの補足説明をお願いしたいと思います。

4番、矢野委員、お願いいたします。

○4番（矢野 房幸君） 4番、矢野です。2月28日、午前9時から、事務局、上田

さん、推進委員の島崎さん3名で現地調査に行っていました。

現地は、松尾公民館から〇〇〇のほうに抜ける道から左に入ったところですけど、〇〇〇から100mぐらいのところを左に入ったところ。現地は、以前なんか鶏舎が建ったということでもんね。今、更地になって今、雑種地になっております。近隣の住宅等もなく、何も問題ないと思います。

審議よろしく申し上げます。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございます。

続きまして、原委員欠席のため、事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

2番の案件についてですが、今週の月曜日、1日の日に現地を確認に行っていました。現地は、南関第一小学校の東側になります。ここに関しては、所有者の方が分譲地として考えられており、もともと分筆をされておりました。

今回申請者は、子どもさんが小学校に上がるにあたり、家を探していたところ良いところが見つからなかったため、今回、小学校の近くにあるこの農地転用を希望されている案件になります。2番については以上です。

続きまして、3番についてご説明申し上げます。

この3番の案件については、平成27年度に農地転用の許可申請がされており、平成28年になって許可がでた案件の部分なんです。そこの入り口部分のところがまだ農地だったというところで、今回分筆をされて、農地の転用の申請をされております。

現地は、非常に手狭な道だったため、今回の転用により農地への入口としても使えるのではないかと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございます。事務局、委員さんの説明が終わりました。何かこの件につきまして、ご質問ございませんでしょうか。ございませんか。

(なしの声)

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決いたします。

第42号議案につきましては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長（松村 公正君） 異議なしと認め、第42号議案は、原案のとおり許可相当であることを意見決定いたします。

続きまして、第43号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい。第43号議案、農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

1番、利用権の種類は賃借権、土地の所在等は記載のとおりで、面積は2,599㎡、期間は5年です。

2番から5番は同一の申請になります。利用権の種類は使用貸借権、土地の所在等は記載のとおりで、土地の合計面積は7,077㎡、期間は4年です。

6番、利用権の種類は使用貸借権、土地の所在等は記載のとおりで、面積は63㎡、期間は5年です。

7番、利用権の種類は使用貸借権、土地の所在等は記載のとおりで、面積は3,565㎡、期間は5年です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございました。

第43号議案は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画4件でございます。

事務局からの説明が終わりました。何かご意見ございませんでしょうか。

○1番（松本 泰典君） この2番から5番は親子やなかか。

○事務局（上田 賢君） はい、親子です。じゃあ説明をさせていただきます。

今回、もともと譲渡人というか、貸人と借人を今、松本委員から質問がありましたけど親子の関係になります。もともと経営を別々にされておりましたが、貸人が経営を譲られるということで、経営を統合されるにあたり農地の貸し借りを今回申請をしてある形になります。

○事務局（上田 賢君） よろしいでしょうか。

○1番（松本 泰典君） はい。

○議長（松村 公正君） ほかにございませんか。

ちよっとこの6番の〇〇〇さんたいね、41,000㎡てしとるばってんが、〇〇さんも41,000㎡て、この63㎡のこのあたりはどがんなとですか。

○事務局（上田 賢君） すみません、このうちのシステムの問題になるんですけども、経営面積は世帯で出てくるような形になりますので、今は同一世帯であられるので面積が一緒になっているという形になります。

○議長（松村 公正君） はい、わかりました。

ほかにございませんか。

(なしの声)

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決いたします。

第43号議案につきましては、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(松村 公正君) 異議なしと認め、第43号議案は原案のとおり承認されました。ありがとうございました。

-----○-----

6. その他

○議長(松村 公正君) その他の事項につきまして、事務局からの説明はございませんか。

○事務局(上田 賢君) はい、今回は特にございませぬ。

○議長(松村 公正君) ないようでございますので、お諮りいたします。

本日の決議事件等の字句の整理を議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(松村 公正君) 異議なしと認め、処理することになりました。

皆様には慎重審議ありがとうございました。これをもちまして議長の席を降ろさせていただきます。

-----○-----

7. 閉会

○事務局長(寺本 藤雄君) はい、ありがとうございました。

では、閉会を副会長、お願いいたします。

○副会長(竹島 久利君) 起立。これをもちまして、第12回の農業委員会総会を閉会します。礼。

-----○-----

閉会 午前9時21分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人